

第 11 回

熊本県議会

# 環境対策特別委員会会議記録

平成25年3月14日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 11 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成25年3月14日（木曜日）

午前10時3分開議

午後0時33分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（15人）

委員長 中村博生  
 委員 西岡勝成  
 委員 鬼海洋一  
 委員 早川英明  
 委員 岩中伸司  
 委員 城下広作  
 委員 吉永和世  
 委員 森浩二  
 委員 早田順一  
 委員 山口ゆたか  
 委員 高野洋介  
 委員 高木健次  
 委員 東充美  
 委員 磯田毅  
 委員 橋口海平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷崎淳一

環境局長 山本理  
 政策調整審議員兼  
 環境政策課課長補佐 久保隆生  
 環境局環境立県推進課長 福田充  
 環境保全課長 清田明伸  
 自然保護課長 小宮康  
 首席審議員兼  
 廃棄物対策課長 加久伸治  
 公共関与推進課長 中島克彦  
 企画振興部  
 交通政策・情報局審議員兼  
 交通政策課課長補佐 小原信  
 商工観光労働部  
 新産業振興局長 高口義幸  
 新産業振興局産業支援課長 奥菌惣幸  
 エネルギー政策課長 山下慶一郎  
 農林水産部  
 生産局長 渡辺弘道  
 水産局長 鎌賀泰文  
 政策調整審議員兼  
 農林水産政策課課長補佐 白石伸一  
 生産局農業技術課長 松尾栄喜  
 園芸課長 野口法子  
 首席審議員兼畜産課長 平山忠一  
 農村振興局農地整備課長 大石二郎  
 森林局  
 首席審議員兼森林整備課長 河合正宏  
 林業振興課長 岡部清志  
 森林保全課長 本田良三  
 水産局水産振興課長 平岡政宏  
 漁港漁場整備課長 平尾昭人  
 水産研究センター所長 梅崎祐二  
 土木部  
 総括審議員兼河川港湾局長 上谷昌史  
 土木技術管理課長 西田浩

道路都市局審議員兼  
 道路整備課課長補佐 松 永 清 文  
 審議員兼  
 都市計画課課長補佐 益 田 秀 敬  
 審議員兼  
 都市計画課景観公園室長 坂 井 秀 一  
 下水環境課長 軸 丸 英 顕  
 河川港湾局河川課長 林 俊一郎  
 港湾課長 松 永 信 弘  
 建築住宅局建築課長 坂 口 秀 二  
 審議員兼  
 建築課建築物安全推進室長 吉 川 誠 一  
 教育委員会事務局  
 義務教育課長 緒 方 明 治  
 企業局  
 次長兼総務経営課長 古 里 政 信  
 審議員兼総務経営課  
 荒瀬ダム撤去準備室長 平 田 智 昭  
 工務課長 福 原 俊 明  
 警察本部  
 交通部参事官 飯 田 繁

---

事務局職員出席者  
 政務調査課主幹 福 田 聖 哉  
 議事課主幹 浦 田 光 典

---

午前10時3分開議

○中村博生委員長 おはようございます。ただいまから、第11回環境対策特別委員会を開催いたします。

なお、本委員会に4名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしく願いいたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2番目に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、3番目に、地球温

暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。また、説明者は、着座にて説明をお願いします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件につきまして、公共関与による管理型最終処分場の整備について説明をお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について、1の目的は省略をいたしまして、本年度締めくくりの委員会でございますので、この1年間を振り返って、2の平成24年度の取り組み状況を御報告申し上げます。

計画から10年、平成18年3月に南関町を建設予定地と決定して以来、今日7年の月日を経過しておりますが、本年度は、何と申しましても、最大の課題である最終的な地元合意をいただき、大きな節目の年とすることができました。

(1)に記載のとおり、南関町及び和水町の町長さんを初め、住民の皆様方の御理解と重い御決断をいただき、3月4日に、南関町、和水町と環境保全協定を締結することができました。

ここに至るまで、県民の生活環境の保全や県内経済活動の維持促進を図るため、必要不可欠な施設であり、今やらなければ本県には二度とできないという信念を持って、地元理解促進のために懸命に取り組んでまいりました。

本年度も、(2)に記載のとおり、平成19年

度に着手した環境影響評価手続について、6月に環境影響評価書を縦覧し、4年間にわたる手続を終了いたしました。

その後、(3)の詳細設計及び本体工事関係に記載のとおり、5月に入札公告を行い、10月に、右表に記載のとおり落札者を決定いたしました。

次のページに移ります。

(4)の住民説明会等の開催状況でございますが、これまで、公式の説明会を延べ140回以上、個別訪問まで含めると数百回の地元接触を行ってまいりました。本年度も、15回ほど、地元町議会、区長会、住民の皆様などに対し、理解促進のための説明を重ねてまいりました。

(5)の周辺井戸調査につきましては、昨年度まで調査のできなかった地区において、夏場と冬場の井戸調査を実施し、この結果、関係地元全地区において調査を終了することができました。

次に、3の地域振興策でございます。

(1)に記載のとおり、まずもって高度な安全性を備えた施設を整備することが地域振興の基本であります。そのため、クローズド無放流型の施設構造とし、埋立地内を何重もの遮水構造とするとともに、嚴重な漏水検知設備を設け、また、自然災害に強い全国のモデルとなるような安全な施設として整備してまいります。

次のページをお願いいたします。

(2)の処分場を中心とした地域の振興でございますが、地域のイメージを損なうことなく、処分場そのものを地域に役立つ施設として整備し、安全で暮らしやすい生活環境をつくるための取り組みを進めます。

まず、単に廃棄物の処分場としてだけでなく、地域に役立つ施設として整備してまいります。このため、処分場と周辺の自然を活用した施設内外での環境学習が実施できるような環境拠点とすること、また、隣接するた

池の周囲は花木を植栽し、散策路等を整備し、管理棟研修室は、地域住民の活用を促し、地域のコミュニティー活動拠点とすること、また、災害時においては、一時的な避難場所となる防災拠点とできること、また、渇水期には、処分場に隣接するため池の水を近隣農地への農業用水として活用する地域の水供給拠点とすることを検討いたしております。

また、メガソーラーにつきましては、屋根の上にも設置できるように設計を進めており、誰が設置するのか、場所貸して行くのか。一方で、県民発電所構想も浮上しており、その辺の動向をにらみながら、今後、導入手法や時期などについて検討してまいります。

次に、地域の安全確保のための道路整備を行います。

南関、和水を通る県道大牟田植木線は、歩道整備が余り進んでいないため、既存予算とは別枠の10億円で歩道整備を行います。

また、今後、町で整備されます町道米田鬼王線、これは仮称でございますが、は、将来処分場の進入路として一部重なることとなりますので、進入路相当分として5億円を南関町に交付を予定しております。

さらに、地域の魅力向上を図るため、住民の皆様の交流促進や地域の活性化に努めることとし、南関、和水両町に1億円ずつ交付し、公民館やレクリエーション広場、防犯灯など、町の判断で各種の整備を行っていただくこととしております。

地域振興策は、建設費を除き、総額17億円を予定しておりますが、今議会で、その1年目分として、約3億円の予算案をお願いしております。

次に、4の今後の取り組みですが、施設の運営及び管理運営者となる環境整備事業団は、法令基準を超える高度な安全対策を講じるとともに、安定的な経営基盤を構築し、安

全、安心な施設として運営していくため、建設費について国の補助金を活用いたしますが、それ以外の分については、県として、供用開始までの3カ年、補助金や有利子貸付金の財政支援を行ってまいります。今議会で、その1年目分として、約14億円の予算案をお願いしております。

現在、詳細設計に取り組んでおり、本年夏ごろの着工、平成27年秋ごろの供用開始を目指し、今後とも地元の思いを真摯に受けとめ、誠意を持って丁寧に取り組んでまいります。

終わりに、本事業は大変厳しい状況もございましたが、本年度大きな節目を迎えることができました。委員の皆様方から、御指導、御支援をいただきましたことに改めて御礼を申し上げまして、この一連の総括報告とさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

○中村博生委員長 次に、2番目の議題であります有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件につきまして、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

○福田環境立県水産課長 環境立県推進課でございます。着座で失礼いたします。

説明資料6ページをお願いいたします。

有八再生特別委員会からいただきました提言に関する施策の一覧を6ページ、7ページにまとめております。

現在の取り組み状況につきまして、6ページ、7ページで黒丸をつけております5項目につきまして、関係課から御説明いたします。

それでは、生活排水対策から順次御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○軸丸下水環境課長 下水環境課です。

資料8ページをお開き願います。

提言項目、海域環境への負荷の削減に対する施策、生活排水処理施設の整備促進と適切な維持管理についてでございます。

まず、①の取り組みの概要ですが、本県では、昨年度策定をいたしましたくまもと生活排水処理構想2011に基づき、生活排水処理施設の整備推進を示す汚水処理人口普及率を平成32年度末で90%にまで高めることを目標にして、県民、市町村、県がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めているところでございます。

次に、2の取り組み実績ですが、23年度末での汚水処理人口普及率は81%になりました。全国平均より若干低くなっておりますが、その差は着実に縮まってきております。

また、本県独自の新たな取り組みとして、実際に生活排水を適正に処理している県民の割合を示す指標として汚水適正処理率の試算を行いましたところ、平成23年度末で72.3%にとどまっていることがわかりました。

生活排水処理施設の整備につきましては、24年度も、県管理の3カ所の流域下水道を初め、下水道、集落排水施設、浄化槽の整備をそれぞれに進めました。あわせて、下水道等への接続や浄化槽の適正管理の推進などについて、県民の皆様にご理解と御協力をいただくため、天草市など県内5カ所のイベント会場に直接出向いてPR活動を行いました。

次に、3の25年度の取り組み予定でございますが、引き続き、地域の特性に応じた下水道、集落排水施設、浄化槽の整備に取り組んでまいります。

また、生活排水処理施設の整備効果を十分に発揮させるために、下水道等への接続や浄化槽の適正管理の取り組みにつきましても積極的に進めてまいります。

この取り組みの一環として、25年度には新たに生活排水適正処理重点推進事業を設け、

下水道等への接続率が低い市町村が行う接続率向上の取り組みに対して支援を行ってまいります。

下水環境課は以上です。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

説明資料23ページをお願いいたします。

海砂利採取への対応についてでございます。

中ほどの2の平成24年度の取り組み実績欄に記載しております。

2月の臨時特別委員会でも御報告を申し上げましたが、庁内プロジェクトチームを設置いたしまして、民間業者による海砂利採取の禁止も視野に入れて、今後の方針を関係部局において検討してまいりました。

本会議の御質問に対する答弁の中で、基本的な考え方についてお答えしてまいりましたが、このたび、その方針案を取りまとめましたので、御報告いたします。

それでは、お手元に別紙として3種類の資料をお配りしているかと思えます。

この中で、A4横の別紙2と記載しておりますイメージ図を、まずごらんください。A4横の1枚紙でございます。まず、この紙で方針案の概要を御説明いたします。

その図の上のほうの平成20年度から24年度のところは、現在の削減計画において採取限量を定め、有明海の採取量を段階的に縮小する計画としておりました。しかしながら、実際の採取量は、両海域とも採取限量を大きく超えて採取されております。

下のほうの平成25年度以降でございますが、現在の削減計画の平成24年度の採取限量を暫定的に適用して3年の予告期間を設定し、平成28年度から民間業者による販売を伴う採取を禁止するというものでございます。

平成25年度から27年度の海砂利採取につきましては、平成24年度の限量を基本とはい

たしてありますが、現在の計画の採取限量を超えて採取された分、上の右側の有明海の平成21年度の超過採取、それから左の八代海の5年間の超過採取につきましては、下の予告期間の採取限量と調整を行うとしております。

これは、平成20年度の有明海の部分をごらんいただきたいのですが、平成20年度の違法採取による超過分は、平成22年度から平成24年度の採取限量と調整を行いました。今回の調整は、この対応を踏襲して調整を行うというものでございます。その結果といたしまして、予告期間内に採取できる海域は有明海だけということになります。

また、右に、計画対象外として、販売を伴わない航路しゅんせつ、作濤、覆砂を矢印で示しておりますが、これは現在も計画の対象外となっており、平成25年度以降も、販売を伴わない航路しゅんせつ、作濤、覆砂は継続して実施していくというものでございます。まず、この図で全体イメージを御説明いたしました。

それでは、方針案について御説明いたします。

別紙1、A4縦の2枚紙で、ホッチキスどめをいたしております。

別紙1の有明海・八代海における海砂利採取に関する方針案について御説明いたします。

まず、方針の基本的事項といたしまして、1の枠の中に記載しておりますように、民間海砂利採取業者による販売を伴う海砂利採取は禁止するという方針でございます。

その下に理由を記載しております。

1点目は、有明海、八代海の再生には、環境負荷を最小限とする予防的措置が不可欠であるということです。

その下に3点記載しております。

海砂利採取は、本県や環境省の調査結果などから、水深の増大、海底地形の変化、濁り

の発生など、何らかの環境負荷を与えることは否定できないこと、次に、これまで、有八特措法に基づき、両海域の環境保全に取り組んでまいりましたが、依然として海域環境は回復しておらず、漁業生産も低迷が続いており、引き続き、環境負荷を最小限とする取り組みが不可欠であること、さらに、日本一閉鎖性が高い両海域で民間海砂利採取を許認可しているのは本県だけであるということでございます。

2点目としましては、販売を伴う海砂利採取は超過採取を誘発し、削減計画による縮小は限界があるということでございます。

下に書いてありますが、民間業者の販売を伴う海砂利採取は、今回判明した違法採取事案で明らかのように超過採取を誘発し、削減計画による海砂利採取縮小という枠組みで海域環境を保全していくことには限界があり、この枠組みを抜本的に見直す必要があるということでございます。

次に、2の予告期間の設定でございます。

枠の中に記載しておりますが、民間海砂利採取業者が行う海砂利採取を禁止するに当たり、3年間の予告期間を設けるということでございます。

理由は、これまで取り組んでまいりました採取削減という枠組みから採取禁止という枠組みに円滑に移行するため、あらかじめ関係者に周知する必要があるということでございます。

なお、下に岡山県の例を参考に記載しております。

これは、岡山県が平成15年4月に採取禁止措置をとった際に、民間採取業者が、県に対して損害賠償と損失補償を求めた裁判の例でございます。

判例では、岡山県が採取禁止の方針をとったことは、県の裁量権の範囲内であるとしております。また、おおむね3年前には、業者に採取禁止の可能性あることを伝えていた

ということから、その裁量権の乱用には当たらないと判断されております。

本県の今回の方針につきましても、適法性を確保するために3年という予告期間を設定するとしたところでございます。

裏面の2ページをお願いいたします。

予告期間における採取の取り扱いについてです。

まず、1の海砂利採取の目的及び採取限量ですが、枠の中をごらんください。

予告期間内の民間業者の採取目的は、特措法の目的に照らしまして、県内の漁業振興に資する覆砂、航路しゅんせつ、作濘に限定するとしております。

次に、予告期間における各年度の採取限量ですが、現在の削減計画における平成24年度の採取限量を暫定的に適用するとしております。

次に、削減計画の採取限量を超過した今回の違法採取量は、予告期間の採取限量と調整するとしております。

その結果といたしまして、予告期間内の採取限量ですが、下の表をごらんください。

まず、超過採取量ですが、A欄は、現計画の5年間の海域ごとの採取限量です。B欄が、実際の採取量でございます。一番下が、それを差し引いた採取限量を超過して採取された量でございます。八代海で約33万立米、有明海で約20万4,000立米が超過採取となっております。

その下の表が、予告期間の採取限量と超過採取量との調整結果でございます。

左の八代海の採取限量は、平成24年度限量をそのまま適用し、各年度7万3,100立米、3年間の合計で21万9,300立米ですが、超過採取量が33万立米あるため、調整後の採取限量はゼロとなります。

右の有明海の採取限量は、平成24年度の限量と同じく、各年度11万3,900立米ですが、超過採取量の約20万4,000立米を調整し

た結果、平成25年度はゼロ、26年度は約2万3,000立米、27年度が11万3,900立米となります。

こういった超過採取量の調整は、繰り返しのようになりますが、有明海において、平成20年度の違法採取が判明した際に行った措置と同様でございます。

3ページをお願いいたします。

予告期間内の海砂利採取の許認可についてでございます。

丸の1つ目に記載しておりますように、ただいま御説明いたしました調整後の採取限度量がある場合、これは有明海の平成26年度と27年度になりますが、その許認可の取り扱いです。

まず、(1)のこれまで採取を行っていた採取業者につきましても、次の3つの条件が整った場合に限り、許認可を行うこととしております。

①は、砂利採取法の事業の停止期間、一般海域管理条例の採取許可を受ける資格を有しない期間が終了していること、②は、過料、不当利得返還金を完納しているか、分納計画が承認され、その計画に基づき遅滞なく納入していること、③は、県が指示する採取量の適正管理のための取り組みを行うこととございます。

(2)は、新たに参入する業者についてですが、次の3つの条件が整った場合に許認可を行うこととしております。

①は、平成28年度から採取できないということを知っていること、②は、今回の違法採取を行った民間業者と同一性が認められないこと、③は、県が指示する採取量の適正管理のための取り組みを行うこととございます。

最後に、許認可後の採取に関しましては、今回のような事態を決して発生させないため、徹底した監視体制をとることとしております。

次に、波及する課題への対応についてでございます。

まず、1の覆砂事業でございますが、覆砂は、アサリ資源の回復に効果があることから、民間の販売を伴う海砂利採取を禁止しても事業を実施していく必要があると考えております。この覆砂事業の考え方を枠内に記載しております。

まず、覆砂事業は、漁協、市町、または県が実施主体として行います。

次に、県が行う覆砂事業についてですが、予告期間内に県内産の海砂利が購入により確保できない場合、これは予告期間に採取業者が採取を行わないというケースでございますけれども、その場合と予告期間終了後は、次の対応を検討しております。なお、市町にも同様の対応を働きかけます。

①として、当面は県外産海砂の購入で対応いたします。

②といたしまして、漁協が関係漁協の同意を得た上で、県内産海砂による覆砂事業を要請する場合は、県が海砂の採取から覆砂まで一貫した工事を発注する方法を検討いたします。その際には、環境への影響を十分に配慮した工法を検討いたします。

なお、八代海の球磨川河口域の覆砂事業は、平成26年度までは荒瀬ダムの堆積砂を活用いたします。

また、漁協が行う覆砂事業についてですが、漁協が業者に委託して採取をするという形になりますけれども、今回の八代海の違法採取の例がございますために、委託された業者の違法採取を防止する仕組みが必要と考えております。

このため、具体的実施方法について関係機関と連携して検討し、早急に対応策を講じることといたします。

なお、県営作濡事業を実施する場合は、作濡で生じた海砂の覆砂への活用を図ります。

4ページをお願いいたします。

2の航路しゅんせつ、作濤事業でございませうが、これは漁業者がみずからの漁業を営むために必要な作業であることから、基本的に漁協が行うものとしております。

しかしながら、漁協の厳しい経営状況も勘案いたしまして、漁協からの要請に応じて、国の補助事業の活用も含め、技術的・財政的支援を検討することとしております。

このため、これまで民間業者が実施していた八代海におきましては、関係漁協への聞き取り調査や地盤の高さ、潮の流れの向き、底質など、国の補助採択要件に関しての現地調査を直ちに実施いたします。

なお、航路しゅんせつ、作濤により発生した土砂は、事業を実施した漁場において覆砂材として有効に活用いたします。市町に対しても、同様の対応を行うよう働きかけます。

最後に、3の骨材の確保でございます。

骨材に関しましては、関係業界や国、市と連携いたしまして、連絡調整会議において検討を行いました。その結果、当面は県外産海砂利への転換が図られる見込みとなっております。

また、J I S規格の材料変更承認もおおむね今年度末までに完了する予定です。ただし、骨材変更に伴うコスト増が予想されま

す。このため、県工事にあつては、実勢価格を調査し、速やかに積算単価へ反映するとともに、国、市町村、民間が実施する工事においても同様の対応となるよう働きかけを行います。特に、生コンクリートのコスト増につきましては、使用頻度も高いことから、平成25年4月中を目途に積算価格へ反映いたします。

また、今回の転換によりまして、県外産海砂利に依存する割合が高くなります。県外産海砂利の安定供給が今後不透明となるおそれもあることから、中長期的には県外産海砂利の供給動向に注視しながら、関係業界と連携

して対応策について検討を進めることといたします。

海砂利採取に関する方針案の説明は以上でございます。

○奥菌産業支援課長 許認可担当課を代表いたしまして、産業支援課から御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

24ページ中段、24年度の取り組み実績でございます。

(2)でございます。海砂利採取業者に対する処分について。

平成24年11月、八代海の砂利採取業者が砂利採取法違反容疑で摘発されたことを受けまして、県では、熊本県海砂利採取削減計画の計画期間でございます5カ年間を対象に、全ての業者の採取状況について立入調査を実施いたしました。

この結果、許認可を受けていたほとんどの業者が長期間にわたり違法採取を行ってきたことが判明しました。このため、聴聞、弁明の経路を経て、行政処分を行ったところでございます。

詳しくは、別紙3をお願いいたします。A3の長い縦の資料でございます。

有明海、八代海で海砂利を違法採取した業者に対しまして、県では、第1回目の処分を3月1日、第2回目の処分を3月8日に行いました。

まず、1番目の砂利採取法に基づく処分でございます。

砂利採取業者といたしましては、熊本第一産業、山二商会、三松海事につきまして、3月1日、3カ月の事業停止処分をしております。続いて、熊本第一産業については、8日に2カ月を追加しております。これにつきましては、刑事処分を受けた場合は処分が重くなる内規がございます。それに沿って2回目の処分を実施したわけでございます。

なお、山二商会、三松海事につきましては、現在、海上保安庁が捜査中でございます。これを受けまして、起訴されまして刑事処分が確定後、同様の処分を追加する予定でございます。ただ、これはちょっと年度を超えるかと思っております。

続きまして、2番目、一般海域管理条例に基づく処分でございます。

表について御説明いたします。

採取業者、4業者ございますが、それぞれ右側の年度内に違法採取をした超過採取量が記載されているところでございます。この超過採取量に応じまして、まず、民法に基づく不当利得返還請求をしております。これは、1立米当たり土石採取料として115円50銭、これを納める規定がございますが、それを納めていないということから発生しているものでございます。

あわせまして、これは一般海域管理条例に基づく過料処分、罰金でございますが、罰金を不当利得の2倍課すということにしております。そういったしますと、合わせまして、右側合計欄でございますけれども、通常の3倍の額を今回処分をして課したというところでございます。合わせますと、約2億近い額を処分の額として課しておるところでございます。

続きまして、今後の処分予定でございます。

まず1番目、砂利採取法に基づく処分でございます。

砂利採取法に基づく処分の中に天祐海運が入っておりませんでしたけれども、天祐海運につきましては、若干手続がおくれております。今回間に合いませんでしたけれども、過去2回の違反がございます。さらに、21年度の虚偽報告もいたしておりますということから、悪質であるということから砂利採取法も処分をする方針で現在手続を進めておるところでございます。

さらに、県立入調査によりまして、違法採取の事実が新たに判明したものがございます。

具体的に申しますと、2番目の表の中の2番目に山二商会というのがございます。そこが23年から24年のところで違法採取があったとしておりますけれども、それ以前の業者が、実質的に山二商会が名義借りみたいなものをやっていたというようなことが判明いたしまして、その部分にも違法採取があったということがつかめましたので、これにつきまして、現在手続を開始しておるところでございます。したがって、それにつきましてもあわせて処分を追加する予定でございます。

なお、(2)でございますけれども、一般海域管理条例につきましても、違法採取があったということでございますので、それに応じた違法採取分の不当利得及び過料につきましても、あわせて追加をして実施する予定でございます。

今後の処分予定については以上でございます。

さらに、4番目でございます。

予告期間中の民間業者の販売を伴う採取の許認可についてでございます。

これについては、ただいま環境立県推進課のほうで御説明がありましたけれども、別紙2もあわせまして、再度、ちょっと重複するところがあるかと思っておりますけれども、御説明させていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

A4の横でございますけれども、まず、八代海でございます。

左側の表でございますけれども、これは先ほど御説明がございましたように、違法採取分を調整して3年間の予告期間部分に持っていくという考え方でございます。したがって、違法採取の3業者及び新規の参入者ももし来た場合でも、この期間採取はさせな

い、させられないということになります。

したがって、28年度から、民間業者による販売に伴う採取は禁止されますので、それとあわせますれば、25年度から、八代海においては、砂利採取の民間業者による販売による採取というのはないということになります。

続きまして、有明海のほうでございます。

これにつきましては、これも同様な考え方で調整は行いますが、調整の期間が、25年はそういう考え方で、既存業者でございます天祐海運及び新規参入者ができないということになります。

26年、27年の取り扱いでございます。

これにつきましては、一般海域管理条例の許可要綱の規定でございます、許可を受ける資格を有しない者として、2年間は規制を、させない、許可を与えないという方針でございます。

したがって、そこが完了しない、また、現在、過料不当利得の返還をまだ完納しておりませんので、それが完納等がなされない限りにおいては、許認可をしないという方針でございます。新規参入者が、もしあらわれた場合でも、県が指示する採取量の適正管理のための取り組みを行うことという条件をつけさせていただいております。

したがって、有明海においても、その期間、現実的には採取する業者がいない状況になるのではないかとこのふうに見込んでおるところでございます。

以上が予告期間中の民間業者の販売に伴う採取の許認可の御説明でございます。

なお、参考までに、行政処分により確定しました採取量の各業者の年度ごとの一覧表を添付させていただいております。

以上でございます。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

31ページをお願いいたします。

提言項目は、水産資源の回復等による漁業の振興に係る栽培漁業及び資源管理型漁業の推進で、施策といたしましては、覆砂等による漁場環境の改善でございます。

本年度の取り組み実績につきましては、2、平成24年度の取り組み実績欄に記載しておりますが、県営覆砂では、荒尾市から宇土市地先における6地区において、合計54ヘクタールを、八代市地先では、1地区、4ヘクタールの造成をそれぞれ完了しております。

また、追加経済対策を活用して、熊本市と宇土市地先における5地区において、合計37ヘクタールの造成を予定しております。

藻場につきましては、天草市新和町地先において、7.2ヘクタールの造成を完了しております。また、天草市五和町から苓北町地先における藻場造成のための測量について現在実施中で、追加経済対策を活用して1ヘクタールの造成を予定しております。

来年度の取り組み予定につきましては、3、平成25年度の取り組み予定欄に記載しておりますが、県営覆砂では、熊本市及び宇土市地先において、作濤、覆砂として合計22ヘクタールを、八代地先では、荒瀬ダムの堆積砂を用いた覆砂で4ヘクタールの造成をそれぞれ予定しております。また、藻場造成については、天草市五和町から苓北町地先において1ヘクタールの造成を予定しております。

以上です。

○梅崎水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

40ページをお願いします。

水産研究センターでは、有明海、八代海を再生するための研究の重点化という施策の提言を受け、効果的、効率的に成果が得られますよう、漁場環境の改善、赤潮対策、ノリやアサリなどの増養殖対策に関する研究に取り組んでいます。

平成24年度の取り組み実績ですが、中段に記載していますとおり、アからオの研究課題に取り組みました。

このうち、エの二枚貝資源安定化対策事業につきましては、本県の重要な二枚貝であるハマグリ資源管理マニュアルを作成しました。アサリにつきましては、平成18年に作成していましたが、今回、ハマグリにつきましても、これまで行ってきた調査結果をもとに、資源管理の方法等を生産者や関係団体にわかりやすく取りまとめました。

今後は、ハマグリ資源の回復と安定を図るため、このマニュアルにより資源管理の実施を普及、指導してまいります。

次に、3の平成25年度の取り組み予定ですが、本年度の調査研究を継続するとともに、新たにアの食用藻類増養殖技術開発試験を予定しております。

海藻には、海の窒素やリンといった環境負荷物質を吸収するという環境浄化能力があるのですが、近年は、食の安全・安心や地産地消という消費者志向の高まりにより、国産の海藻の人气が非常に高まっております。

この新規事業は、本県で生産されているヒトエグサ、ヒジキ、トサカノリといった食用になる海藻の生産安定と向上を目標に、人工的に種をつける技術の開発を中心に、現場での増殖手法の普及指導を行う予定となっております。

水産研究センターからは以上でございます。

○中村博生委員長 次に、有明海・八代海再生に向けた県計画に関する平成25年度事業について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

説明資料43ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に

関する平成25年度の事業でございます。

下の表に1から9の事項別に事業数、予算額を記載しております。

なお、事業数、予算額について括弧書きしておりますのは、複数の事項にまたがる事業を重複して計上しているものでございます。重複を除きますと、左下に記載しておりますように、平成25年度は、57事業、約180億円の事業に取り組んでまいります。

本年度は、56事業、約153億円で行いました。約27億円の増額となっております。これは、河川改修や海岸保全事業、森林整備事業などの事業量が増加したことによるものでございます。

44ページ以降に個別の事業概要を添付しておりますけれども、時間の関係上、説明は省略させていただきます。

25年度事業に関する説明は以上でございます。

○中村博生委員長 次に、地球温暖化対策に関する件について、温室効果ガス総排出量について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

説明資料の56ページをお願いいたします。

平成22年度の本県の温室効果ガスの総排出量につきまして、統計データが出そろいましたので、排出量の算定を行いましたので、その内容を御報告いたします。

本県では、平成18年策定の第3次熊本県環境基本計画におきまして、本県の温室効果ガス総排出量、これは森林吸収対策も含まれますけれども、その排出量を平成22年度に基準年度である平成2年度比で6%削減することを目標としておりました。

なお、森林吸収対策分は、平成22年度分算定時に一括評価するとしておりましたので、今回の算定に含めております。

下の図1をごらんください。

一番左の基準年度であります平成2年度の温室効果ガス排出量は1,114.5万トンでございました。これに対しまして、中ほどの平成22年度の実績は、排出量は1,129.4万トンと1.3%伸びておりますが、森林吸収対策を含めると1,018.2万トンで、基準年度比で8.6%減となりました。

なお、図の右側に示しておりますのが目標でございますけれども、目標は1,047.6万トン、基準年度比6%としておりましたので、この目標を達成したところでございます。

57ページをお願いいたします。

下の左の図2をごらんください。

総排出量の推移でございますが、産業部門のエネルギー効率の改善などによりまして、1990年代後半から排出量は減少してきております。

なお、2010年度、平成22年度は、前年度よりも6.9%増加となっております。増加した要因は、景気回復局面の中で製造業を中心に生産活動が増加したこと、猛暑、厳冬の影響で電力消費量が増加したことが要因と考えられます。これは全国的にも同じ傾向が見られます。

右の図の3をお願いいたします。

部門別の排出量の割合を平成2年度と平成22年度を比較しております。排出割合の順位は、どちらの年度も産業部門、運輸部門、家庭部門、業務部門と変わりませんが、産業部門を見ていただきますと、平成2年度の38.8%から、平成22年度は34.9%と、約4%減少しております。これに対しまして、家庭部門でございますけれども、平成2年度の15.4%から、平成22年度は19.6%と、約4%増加しております。

また、下の表1に部門別の基準年度からの伸び率を表にしておりますけれども、家庭部門は28.8%増となっております、家庭部門が大きく増加しているということがわかりま

す。

要因は、人口は減少してきておりますけれども、世帯数は増加が続いております。このため、家庭の基礎的な電力消費が高くなっているといったことに加えまして、エアコン、パソコンなどの家電製品が普及拡大したことなどによるものと考えております。

現在、報告書を取りまとめ中でございますので、完成次第お届けしたいと考えております。

続きまして、58ページをお願いいたします。

(3)の本県の今後の削減目標についてでございます。

温室効果ガスの排出見通しは、今後の国際的枠組みや国のエネルギー政策に大きく左右されます。このため、国の政策等を注視していく必要があると考えておりますけれども、本県といたしましては、昨年度策定をいたしました熊本県総合エネルギー計画、これに基づきまして、新エネの導入促進と省エネの推進によって、原油換算100万キロリットルのエネルギー削減を目指してまいりたいと考えております。

(4)の国の状況でございますけれども、①の国の目標と総排出量は、平成20年度から24年度の期間中に6%削減する目標に対しまして、平成22年度実績、これは森林吸収対策分を含みませんが、0.3%減となっております。

なお、括弧書きで23年度の速報値でございますけれども、これでは3.9%の増加となっております。来年には、森林吸収対策を含めた目標達成状況が公表される予定でございます。

②の国の今後の目標についてでございますけれども、3行目に書いておりますように、ことし11月に開催されます第19回の条約締結国会議で新たな目標を定めることとされております。

③の国の動向等でございますけれども、一番下に記載しておりますように、革新的エネルギー・環境戦略をゼロベースで見直すこととされており、こうした政策の動向を注視してまいります。

温室効果ガスに関する御報告は以上でございます。

○中村博生委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 それでは、続きまして、59ページをお願いいたします。

平成21年にいただきました提言への対応につきまして、12月以降の取り組みにつきまして担当課から説明をさせていただきます。

それでは、引き続き環境立県推進課から御説明いたします。

60ページ、61ページをお願いいたします。

事業活動における取り組みの推進についてでございます。

太字で書いておりますのが、12月議会以降に取り組んだものでございますので、この部分について説明をさせていただきます。

61ページでございます。

(a)の熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を12月に開催いたしました。会議におきましては、エコライフの勧めにつきまわりの講演を行いましたほか、今後の取り組みとして、熊本らしいエコライフを推進すべきとの意見もいただいたところでございます。

(d)でございますけれども、くまもとライトダウン+(プラス)といたしまして、冬のライトダウンを、1月から2月にかけて4回実施をいたしました。1月20日の大寒には、県民向けのイベントも開催しまして、省エネやエコライフの周知啓発を行ったところでございます。

62ページをお願いいたします。

平成25年度に新たにに取り組む事業でございますが、太字で書いておりますように、(g)県産業技術センターへのビルエネルギーマネジメントシステムの導入、市町村等が行う新エネ、省エネの先進的な取り組みに対する補助事業、節電効果を見える化するスマートコミュニティサイト構築への助成などを実施する予定としております。

事業活動における取り組みの推進については以上でございます。

○小原交通政策課審議員 交通政策課でございます。

64ページをお願いします。

公共交通機関の利用促進に係る提言についてでございます。

(1)ノーマイカー通勤運動の強化等について御説明します。

(ア)公共交通機関利用促進のためのモビリティ・マネジメントの推進につきまして、(b)でございますが、自家用車から公共交通機関を利用した通勤への転換を図るエコ通勤実証実験を実施いたしました。

実験の概要といたしましては、JR光の森駅—セミコンテクノパーク間を運行区間とし、土日祝日を除く2月1日から3月1日までの20日間、路線バスにより、朝夕各4便ずつ、1日計8便運行し、延べ1,382人の利用がございました。

(エ)電気自動車等の普及促進につきましては、(a)でございますが、普通充電器の設置について、一般からの公募や各地域振興局からの推薦等を受け、年度内には23カ所で設置が完了する予定です。

また、(b)でございますが、急速充電器については、2カ所で設置工事中です。

(3)乗り継ぎの円滑化について御説明します。

(ア)利用促進に向けた取り組みでございま

す。

65ページをお願いします。

(b)周知、広報としまして、従業員500人以上の13事業所に対して、昨年11月と12月に利用促進の働きかけを行い、その際、通勤に自家用車を利用している従業員に対するアンケートを依頼しました。

また、昨年11月に、既運用中の駐車場事業者への改善の働きかけを行い、その際、駐車場利用者に対するアンケートを依頼しました。このアンケートは、事業所を通じて行ったものであるため、配布回収に時間を要し、2月に回収がようやく終わり、現在集計を行っているところでございます。

(イ)普及促進に向けた取り組みでございませぬ。

(b)パーク・アンド・ライド駐車場の状況でございませぬが、2月末の時点で、契約台数324台、稼働率59%となっております。

(ウ)JR豊肥本線を活用した空港ライナーの試験運行でございませぬ。

4月から1月までの利用者数は、延べ4万1,638人となっております、昨年度と比べて着実に利用者数の増加が見られています。

66ページをお願いします。

3、平成25年度の取り組み予定につきまして、(3)乗り継ぎの円滑化について御説明します。

(ア)パーク・アンド・ライドに関しまして、稼働率が低迷している駐車場の利用促進に向けては、平成24年度実施しましたアンケートを分析し、問題点の整理、対策の検討を行います。検討結果を踏まえて、駐車場事業者へ改善の働きかけを実施してまいります。

公共交通機関の利用促進については以上でございませぬ。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございませぬ。

67ページをお願いいたします。

家庭における取り組みの強化についてでございませぬ。

中ほどの取り組み実績欄でございませぬけれども、(1)に書いていますライフスタイルの転換に向けた啓発についてでございませぬ。

(a)の地域の学習会の開催などの普及啓発でございませぬけれども、今年度新たに啓発冊子といたしまして「くまもとらしいエコライフ学習帳」を作成いたしまして、先日学習帳の配布式を行いました。

現在、この冊子を用いて、県民向けの学習会を熊本県内の公民館などで開催しているところでございませぬ。

(c)の事業所ぐるみの家庭の省エネコンテストでございませぬけれども、県内10の事業所から30人に御参加いただき実施いたしました。スマートメーターを利用して電力消費量を見える化して、各家庭で節電や省エネの知恵や工夫を競っていただきました。コンテストの結果や参加者の実践例につきましては、情報誌や県ホームページ等で県民の皆様を紹介しているところでございませぬ。

69ページをお願いいたします。

平成25年度に新たにに取り組む事業でございませぬけれども、(2)の(ア)でございませぬ。

九州版炭素マイレージ制度を九州各県と連携して実施する予定としております。これは、九州各県あるいは経済界が一体となりまして、住民の省エネ行動に対しまして特典を提供する制度です。

現在検討中でございませぬけれども、電気使用量の削減や省エネ製品の購入、環境保全行動への参加などに対してポイントを付与し、商品の割引やサービスと交換できるというような仕組みでございませぬ。事務局が大分県でございませぬ。この大分県を中心に、九州各県担当者会議を開催して、現在検討を進めております。

なお、本県では、昨年度から、NPO法人の地球温暖化対策センターにおきまして、エ

コクマポイントと同様の取り組みを行ってきております。この取り組みと連携しまして、一体的に実施することとしてみたいと考えております。

家庭における取り組みの強化は、先ほど御説明いたしました家庭部門の温室効果ガス排出量が増加しているということを踏まえまして、熊本らしいエコライフの取り組みを中心に普及啓発に力を入れてみたいと考えております。

御報告は以上でございます。

○中村博生委員長 次に、地球温暖化対策に関する平成25年度事業について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 最後に、72ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する平成25年度事業についてでございます。

太字で記載しておりますけれども、25年度は、53事業、約60億円の事業に取り組んでまいります。24年度6月補正後が、51事業、約63億円でございますので、3億円の減とはなっておりますけれども、これは、昨年度の予算で昨年度国から配分がありました再生可能エネルギー導入推進基金、この10億円を積立金として計上していることによるものの差額でございます。

73ページ以降に個別の事業概要をつけておりますけれども、説明は省略させていただきます。

御報告は以上でございます。

○中村博生委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたけれども、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑を行いたいと思います。

○城下広作委員 先ほどの報告で、約10年

間、基本計画から地元合意までに至ったこの10年間、大変に関係する皆様頑張っていたいて今日ここまで来たということ、大変うれしく思います。本当に頑張っていたいて、本当にありがとうございました。

また、今後は、環境立県くまもとというように形で標榜しているわけですから、自信を持って、また安全な運営をやっていただいて、そして、他県からも、ある意味では視察の対象となるような施設として頑張っていたきたいというふうに思います。

1つだけちょっと確認をさせていただきたいのが、例えば太陽光のパネル、これを設置できるように考えていますと。現段階ではそれはないんですけれども、仮に、県民発電所構想もありますけれども、この施設に太陽光のパネルを設置したとしたら、大体どのくらいの電力ができるのかと。これはちょっと頭にあるのかなということを確認させていただければと思います。

○中島公共関与推進課長 細かな数字は、済みません、持ち合わせておりませんが、私どものほうでも、コンサルをもう既に入れまして、研究をさせております。仮にみずから設置をするとするならば、20億まではかかりませんが、10数億の設置費用がかかるという試算でございます。

もちろんそれを売電収入で賄っていきますので、約20年程度でペイをできるんですが、仮に熊本県環境整備事業団が新たに設置することになりますと、自己資金がございませんので、多額の借金をしなければならないというようなこともございまして、先ほど申し上げましたように、事業団みずからが設置するのか、あるいは最近全国ではあります場所貸しで臨むのか。それと、一方で県民発電所構想もございまして、そのあたりの動向をにらみながら、どういった方法がいいのかというようなことを、現在それから

今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 電力がどのくらいかというのがまだわからないなら、別に構いません。要は、そういう太陽光パネルも設置できるような形で構造としては考えていると。今後いろいろと論議をしながら、ある程度ペイするような形も考えれば、ぜひ環境施設のモデルの建物として、ある意味では、一方で安全な廃棄施設、また一方では自然エネルギーをそこで量産できるというか、そういう施設にもなると、非常に未来型の施設になるかなという意味で、しっかりと今後推移を見ながら考えていただきたいと思います。

以上です。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○森浩二委員 住民説明会等なんですが、この施設はクロズド無放流型ですけれども、何で菊池川漁協に説明する必要があったのか。全然水流さぬわけでしょう。

○中島公共関与推進課長 結果的には、先生御指摘のとおり、ある時期にクロズド無放流型ということで決断をいたしましたので、処理水を放流しないということにいたしましたけれども、それ以前は、もともと近隣の川に放流するというのは最初の構想でございましたので、計画の段階から定期的に施設の概要等の説明は行っていたものでございます。

その後も、アセスの調査のお願いでありますとか、それからアセスの結果でありますとか、そういうのは定期的に御報告を申し上げておりました。最近になりまして、菊池川漁協さんのほうから、南関、和水に地域振興策という配慮をするのであれば、漁協にもあつてしかるべきではないかというような今お話を承っているところでございます。

○森浩二委員 そういう話をちらっと聞いたもので、ただ、それをすると大変なことになるんですよ。だから、それはもう絶対やめてほしいんですけども、こういう経過だけの説明なら別にいいんですけども、それ以上のことは余り説明しないほうがいいんじゃないかなと思ってですね。いろいろちょっと言えないんですけど……。

○中村博生委員長 今、森委員の話は、経過説明だけならいいけどという話でありますけれども、別に何らかのあれがあるということじゃないんでしょう。その辺どうですか。

○中島公共関与推進課長 森委員からお話がありましたように、漁協さんのほうから、そういう配慮の要求があっていることは事実でございますが、現在、私どものほうでは、菊池川のほうには一切処理水は流さないということですので、現時点で特段の配慮をするというようなことは考えておりません。

○中村博生委員長 はい、わかりました。

ほかにありませんか。

なければ、次の有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を行います。

○鬼海洋一委員 きょう、改めて有明海、八代海における海砂利採取に関する方針というのを提出いただきました。

これまで、この特別委員会の中でも、12月、9月、それぞれ厳しい議論の中で、この取り組みに対する要望を行ってきたわけですが、民間海砂利採取業者による海砂利採取の禁止という具体的な項目まで出させていただきました。

これを議論する上で、庁舎内部でも相当の激しい議論があったというふうにお聞きいた

しておりますし、まずはここまで提出できましたことを、何回も発言してきた者として、心から高く評価をしたいというふうに思っております。

特に、私自身の思いで言いますと、平成16年に、私どもの有明海・八代海特別委員会から提言を出しましたし、それから、その後のこの採取計画、平成20年4月からの実施分が出されました。これにも関係する議員としてさまざまな発言してきたわけでありまして、今回こういうぐあいになった動機が多少問題でありましたけれども、ここまで方針が固まったことについて、執行部の皆さんが大変な御努力をいただいたわけでありますから、その労をいいたい、慰めたいというふうに思っております。

ただ、この中で多少御質問しておきたいというふうに思いますが、波及する課題への対応ということで、3点が出されてあります。

この中で、購入砂で対応するということがありますが、この②で、漁協関係の同意を得た上で、県内産海砂による覆砂事業を要請する場合、一貫した工事の発注を検討するというぐあいになっておりますが、この辺のもう少し具体的な見通しですね。どういうぐあいになっているかということが、まず第1点です。

それから、この航路のしゅんせつ、作濤等については、この2番目ですけれども、基本的に漁協が行うものとするというぐあいになっておりますが、これも業者の選定も含めてということではないかと思うんですが、この辺の航路しゅんせつの規模、あるいはこれまで取り組まれてきた内容、あるいは問題点、こういうものについて、今後、具体的にこういうぐあいに文書化されたわけでありますから、どういうぐあいになっていくのかというのが、2点目であります。

それから、この前の12月議会でしたか、ちょっと指摘をしていたわけでありまして、骨

材の問題、今回の一般質問の中でも具体的に問題になりました。対応はどうなっていくのかという不安な点も関係の議員のほうからお話がありましたが、お答えをいただきまして、そうかなと思っておりましたけれども。

特に、海砂の代替、それにかわる資材といえますか、この件で一般質問の中でもありましたように、この骨材確保連絡調整会議というのが立ち上げられまして、この中で何回か議論がなされていたというふうに私自身はお聞きをいたしております。

この内容と現状、前回申し上げたように、5年前、この計画を立てるときにも、特に、今県が発注するこういったものについては海砂を使わなくていいような検討、研究を行うということで、5年前の計画を立てられていたわけでありまして、今回改めてこういう会議をおつくりになられました。この議論の中身と今後の見通しですね。その辺についてお聞きしていきたいというふうに思います。

とりあえずは、まずは3点を御質問申し上げます。

○平尾漁港漁場整備課長 今委員のほうから御質問をいただきました1番目と2番目、漁港漁場整備でございますが、回答させていただきたいと思います。

まず、1番目の「漁協が関係漁協の同意を得た上で」というふうな文節の御説明になりますが、実は、平成21年度にアサリ貝が激減したということを受けまして、平成22年度から県が大規模な工事を計画、実施しております。

その中で、22年度当時に、まず県内産をしようというふうなことで覆砂を計画しておりましたが、不法採取があったということで、やむなく県外産の砂を使用したと。そのときに、有明海の16漁協さんございますが、16漁協さんが、実は県内産の砂が欲しいということで、三角沖の場所で以前民間の採取業者が

とっていた位置の砂を要望されたという経緯がございます。

そのときに、そこが採掘されていた場所が16漁協の共同漁業権が設定してありまして、その16漁協全ての同意がないことには、そこでは採砂ができないという状況でございました。22年当時から、漁協さんのほうとしては、そこの砂を使ってほしいという要望がございましたが、現実的には22年、23年、24年、全て県外産を使ったというのは、全ての漁協さんから同意がとれなかったという事実関係がございます。

そういうふうなことで、あくまでこの手法論を用いますのは、例えば有明海でいえば、その場所を掘るためには、16漁協さんの同意が必要だということを前提にして、県のほうで採砂を行うという意味合いでございます。

2番目の航路しゅんせつというふうな形の文節になりますが、実はここに付きましても、漁協さんと採取業者さんのお話し合いで、漁協さんというふうな形で仕事がなされていた。そういう中で、まず、一般海域における航路というふうな形になりますと、漁船が通る航路というのは設定してございませぬので、航路等々について管理者がいないという状況になります。

そういうふうな状況の中で、民間の業者さんのほうがもう排除されるというふうな状況になれば、ここにも書いておりますが、漁協さんとの体力等々も考えますと、私どもも何かしら手を打つ必要性があるということで、まずは早急に現地の状況を調べるという意味合いで、測量、また底質の調査等をやりたい。その目的といたしましては、漁場改善というふうなことで、作濤、覆砂等々の手段が補助事業として適用できないかということを探りたいと思っております。

その規模等々の御質問ですが、前回の特別委員会でも御報告申し上げましたが、三角、鏡、竜北、八代、日奈久という箇所でも民間の

採取業者が掘っております。そういうところの漁協さんの今後の砂利屋さんとの採取業者との計画はどうだという聞き取り調査はやっております。

ただ、私どもが、先ほど申しましたように、漁場改善という手法を使って行う作濤、覆砂には、それなりのBバイC等々の規模がございますので、本当の必要箇所あたりの詰めを漁協さんと詰めながら、測量もあわせて何とか補助事業の目を探っていきたいというふうに考えているという状況でございます。よろしいでしょうか。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

連絡調整会議につきましては、1月から2月にかけて3回開催いたしました。特に、その中で主に議論したのは、昨年からの違法採取を受けまして、八代海産の海砂が3月にはもう枯渇するだろうということで、そうなりますと、生コンあるいはアスファルトの生産が4月にはとまるだろうと、ちょっとそういうふうな危機感を持ちまして、まずは、とまった場合に、代替材は何かと、確保できるかということを中心に議論いたしております。

その結果、県外産海砂、基本的には、主に山口県産の海砂、ほとんどの工場がそちらを採用するというふう聞いておりますが、そちらの転換が図られたということで、当面は量的、質的には確保できるものというふうに思っております。

ただ、全て八代海産海砂が県外産海砂に全て転換するといったしますと、従来の長崎県産の海砂も含めて、いわゆる骨材の中に占める比率というのは、県外産海砂が40%を超えるというふうな状況になります。

県外産の海砂がいつまで供給を受けられるかという不透明なところもございませぬので、これからは、主にやっぱり県内の砕砂、あるいは洗い砂というふうな県内の自給率の向

上、あるいはまた火力発電所のほうで生産されるいわゆる石炭焼却灰、石炭灰ですね、フライアッシュといいますけれども、そういうふうな再生資材の活用ができないかと。

そういうことにつきましては、これから連絡調整会議は存続させますので、その中で将来のあり方については議論していきたいというふうに思っております。

以上です。

○鬼海洋一委員 先ほど、航路しゅんせつ、作滞等の漁協との関連での質問をして、お答えをいただきましたけれども、これはお話がありましたように、BパイCの問題を含めて、今後の補助事業との関連もありますので、今後、積極的に、漁協等ともこの方針を漁協そのものがちゃんと認識していただけるような指導も含めて取り組みをお願いしていきたいというふうに思います。

それから、骨材の確保の問題というお話がありました。特に、この前高野委員のほうからも強く要望がありましたし、質問もあったわけでありまして、これは3年間という暫定準備期間もあるようでありますから、この中で十分趣旨を理解いただいて、ぜひ県工事等については、この精神を生かした上で、一貫して問題点を共有していただいて取り組みをいただくようお願いしたいというふうに思います。

そこで、またもう1ついいでしょうか。

そこで、今この有明海の特措法に基づく環境の改善、あるいは漁業の振興、こういうものについて、特に覆砂が今問題点として議論されてまいりました。何か覆砂をすれば、これで全てが解決するんじゃないかというような感じも受けないでもないわけですが、実は、今回有明海に関する研究調査、これもこれまで提言している内容であります。

そこで、各県の水産研究センター、この有明海に関する熊本県の水産研究センター、佐

賀県では有明水産振興センター、福岡県では水産海洋技術センター有明海研究所というのがありますが、この年間の予算等をちょっと見せていただきました。

例えば、今非常に大きな問題でありますアサリ・ハマグリ対策、これが熊本県では2,400万、それから佐賀県では1億687万、それから福岡県では7,000万というような具体的なこの関係の調査研究に係る予算計上をしてあります。

やっぱり基本的には、例えば、今なぜ——ハマグリ等については、絶滅危惧種になるのではないかというような心配もなされているわけでありまして、そういう意味で、この間の長年にわたる地上文化といいますか、生活様式、こういう変化も含めて、海そのものの構造的な変化が来ていることが、例えばかつて——岩中委員もおられますけれども、あれは二枚何貝というのかな……。

○岩中伸司委員 タイラギ。

○鬼海洋一委員 タイラギあたりが、荒尾に相当に出てきた、とれてた時期もありましたが、これなんか、もうほとんどとれなくなるという致命的な構造上の問題が発生しているわけですね。

これは、有明海については、国も環境のための研究調査を行っているわけでありまして、もう一回、この水研センター、こういうものの活動を含めまして、この調査研究費に対する取り組みということに、もう一回我々は目を向けなきゃならぬのではないかと、いうふうに改めて感じたところです。

そこで、水研センターのほうからも見えているというふうに思いますが、そういう意味での研究活動ですね。現在どのようになされているのか。そしてまた、この有明海については、先ほど言いましたが、佐賀とそれから福岡、共通するテーマでの研究も可能だとい

うふうに思いますが、こういう他県との連携、有明海の環境保全、あるいは漁獲量拡大のための研究の課題について、他県との連携はどうなっているのかということについて、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○梅崎水産研究センター所長 有明海、八代海の再生につきましては、平成12年に大規模な赤潮、ノリの大不作が発生したことをきっかけに、国のほうで総合評価委員会を立ち上げておりまして、そこで鋭意関係県、大学等を含めて調査検討を行っております。

そういう中で、いろんな課題について、どういう調査をしたほうがいいのか、またはどういうふうに対策をしたほうがいいのかというのが、今後、引き続き検討されて提案されていくものと思っております。

他県との連携につきましては、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島5県で、やはり二枚貝を中心とする資源回復策、赤潮、貧酸素水塊の調査、また、魚介類等の資源調査などを多方面にわたってやっております。この辺につきましては、さまざまな課題、内容がありますので、ここで御報告する時間ありませんが、非常に精力的にやっているということで御理解いただきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 特に、今後水研センターの役割というのは非常に大きいというふうに思いますし、国の事業、それから他県との連携、これももう一回考える必要があるんじゃないかというふうに思っております。ぜひ、取り組みをもう一回見直しといいますか、強化をいただくように、この際お願いしておきたいと思っております。

その中で、例えばハマグリもそうです、アサリもそうですが、漁業者自身のモラルの問題も指摘されているわけです。例えば、30ミリですかね、これ以下のものはとっちゃいかぬというお互いの内部に対する合意というの

はあるというふうにお聞きいたしておりますが、これがなかなか守られない面もあって、大きく成長するまでに、そこまで至らない状況で、生産を阻害すると。大量の漁獲量期待に応えることはできないというような漁業自身のモラルの問題もあるというふうにお聞きいたしているわけでありまして、こういうことを含めて、漁協と——今回も改めて感じました。漁協の思いと我々が考えていることとのギャップ、これをどうなくしていくかということも非常に大きな課題ではないかというふうに思っておりますので、せっかくこういう新たな方針をお出しいただきました。さっき言いましたように、すごい議論があった中での方針提案ですから、大変だったというふうに思いますけれども、改めて関係の努力に心からお礼を申し上げて、私から発言を終わりたいと思います。

○中村博生委員長 ほかに。

○西岡勝成委員 私も、有八の再生特別委員会から環境対策特別委員会、ずっと連続して所属しとる委員として、いろいろな意見がありましたし、紆余曲折もありましたが、今回こうやって一つの方針を打ち出されたということは、厳しい面もありますけれども、一つの成果であろうと思っております。

ただ、この規制をしたからといって、私は、先ほども話が出てますように、有明海、八代海がすぐ再生するとはなかなか思えない。というのが、やはり火山灰土質で、そういうのが、河口を通じて、川を通じて沿岸に流れ込んで、100年に1回、過去干拓がされてきたんですけれども、そういうのがなくなっておる中で、干潟がやっぱりヘドロ化していると。その現状はなかなか変わるもんじゃないと思うんですね。

これは、だから最終的に有八の再生をするためには、やっぱり大規模な長期的な計画な

り国との方針を定めてやっていかないと、簡単に、干潟域が覆砂をやったり砂利採取をやめたりすることによって再生するとはなかなか私は思えない部分もたくさんあると思いますので、今後、やっぱり一つの有八という一先ほど、他県との連携も出ましたけれども、やはり国の大きな政策としてこれをどうやっていくのかということをやっぴり考えていく時期ではなかろうと思います。

1つ、その中で小さいことですが、この違反した業者に分納計画を認めたりしていますよね、過去。それは順調に払われているんですか。もうとまっているのか、その辺をちょっと。

○林河川課長 分納計画については、現在までのところ順調に支払いはいたしております。

ただ、今回こういった事件があったということで、前は、天祐海運さんが過去の違法採取、これを反省して再発防止策も講じたということで、誠意もあるということで判断いたしました。それも見きわめる必要もあるだろうということで、今年度に限り分納計画を一応承認したということで、その中で今のところ順調に支払いがあったと。

ただし、違法採取は行っていないという虚偽の申し立てを前提にしたものでございますので、天祐海運さんの場合ですと、21年になりますけれども、21年度分の違法の採取の事実がわかっているならば、当然承認しなかったということがございますので、私どもとしても、大変極めて悪質で怒りを覚えております。

したがって、今回の過料、不当利得返還を含めまして、一括納付を求めてまいりたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員 ほかの業者の方も、現在のところ、計2億円ぐらい、また後で出てくる

可能性もありますが、これは納めてもらう可能性はあるんですか。

○林河川課長 各社とも相当な負債額がございます。今後砂利採取が困難になりますので、支払いは相当厳しいものになるのではないかとこのように認識はしています。ただ、払えるか否かというのは、これはもう業者さんのほうの御判断でございますので、それ以上のコメントについては控えさせていただきます。

○早川英明委員 関連ですけれども、今、過料や不当利得の返還金を完納していないと新たな許認可はおりらないということをうたっておりますが、今の発言では、まだ完納はしていないということになれば、実質的に、これは完納をされないと、もう有明海についても採取はもうないということですね。

○林河川課長 地方自治法上は、分納制度というものが用意されておりますので、分納の申し出そのものは拒否はできません。ただ、仮に分納の申し出がなされる場合も、当然合理性、あるいは妥当性、それから実現可能性、そういったものがある計画でないとは認めないということになります。

○早川英明委員 そうした場合、もう採取がなくなったということになれば、今後、ここに出ていますけれども、過料分については、本当にそれを徴収するのは厳しいなというふうな思いがしておりますけれども、力を入れて本腰を入れてしていかないと、多分もう採取はせぬと、ただ、金だけは払わないかぬということになれば、なかなか取れぬのじゃないかなというふうな思いがしておりますけれども、覚悟のほどはどうか。

○林河川課長 地方自治法上は、過料の滞納

がある場合については、強制徴収をすることができるといことになっております。相手方の対応を見きわめる必要もございまして、現時点では何とも申し上げられませんが、県としては、財産管理の立場上、徴収の義務が当然でございますので、回収に向けてしっかり努めてまいりたいと思っております。

○高木健次委員 今の西岡委員、また早川委員に関連している質問なんですけれども、行政処分として、こういう形で約2億円、きちんとした過料あるいは不当利得金が出ましたけれども、これを見ると、ああこれで一件落着、我々は安心をするんですけれども、今言われたように、24年度までとった採取量がオーバーしとって、それを調整すると、25、26、27年度は、もうほとんどとれないという状況ですよ。それにこの2億円の過料を払えと言っても、業者は28年度からもう採取禁止になっているわけですから、今後一切営業はできないわけですよ。

ということは、入ってくる収入がゼロですから、皆さんがどんなに努力して過料を取ろうとしても、今のお答えのとおり私は無理だと思うんですよ。分納で幾ら払っているかわかりませんが、例えば5～6万分納で毎月払っても、2億円の金を回収するのに何百年かかりますか、これは。ですから、結局は公金が焦げつくという状況になるということは、これはもう明々白々のような感じがするわけですよ。

こういう事例は、今までたくさん県の事業でもありますよね。そういうことからすると、非常にやっぱりこの過料あるいは不当利得金の回収というのは、恐らく皆さんがどんなに頑張っても、はっきり言って不可能という気がするんですよ。取れたにしても、一部払うということで決めとって、払わなければそれで済むわけですから、これは非常に言

われたとおり、これはゆゆしきやっぱり問題だと思うんですね。

その辺については、今後の本当に見通し、やっぱり回収計画、非常に厳しい状況になるというふうに思いますけれどもね。もう一度、これは部長、ちょっとその辺を誰か代表して、こういう形でやるというような回収計画、あるいは見通しについて、ちょっと話していただけますか。

○林河川課長 先ほど申し上げましたように、県としては財産管理の立場がございまして、当然徴収の義務がございまして、回収に向けてしっかり努力していきたいというふうに思っております。

ただ、過料とそれから不当利得返還金につきましては、相手の支払い能力を考慮して処分の軽重を判断するというものではございませんので、あくまでも不法行為の悪質性に依拠して処分は行っていかなきゃいけないということになりますので、私どもとしても、処分は処分、回収については回収ということで、しっかり対応していきたいと思っております。

○高木健次委員 そのくらいの答えしか出てこないと思うんですよ。ただ、2億円、金額がきちんと出ているわけですから、この回収、あるいは回収の計画については、慎重にやってください。

以上です。

○中村博生委員長 この件ですけれども、一番最初発覚した点から、この問題ずっと続くとでしょう、多分。完納されとらぬと思うんですが、その辺、今回幾つも業者が出て、2億ちょっとという、2億余りということでもありますので、やっぱりその辺の対策というとおかしかつでしょうけど、そういったことも含めて、やっぱり今後びしゃつとした形が

言えるような体制をつくっていただいとかなぬと、これはもうこの特別委員会が続く限り皆さん方の責任になってきますから、委員会としても責任が発生しますし、皆さん方としても発生すると思うとですよ。

そういったことも考えて、いろんな部分で調整しながらやっていかぬと大きな問題になると思いますので、部長、よろしく願いますよ。

ほかに。

○岩中伸司委員 有明海の再生ということで、いろいろ議論が積み重ねられていますけれども、何か個別なことでなかなか解決できない現状にあって、ここにも——現状では干潟が、有明海全体そうですけれども、ヘドロ化していってると本会議でもどんどん出されましたが、この原因が全く解明されていないというその現実が、私にはどうも理解できないんですが、ここら辺は環境立県推進課で答弁ができるんですかね。

これは、26ページの干潟等が泥質化する原因について云々と書いて、原因が絡み合っていて解明が進んでないという、何か根本的なところが明らかにならないままに、何か個別な対策ばかりとられているような感じがして仕方がないんですが、ここら辺については、どこまでかわからないですかね。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

この有明海、八代海の環境異変の問題については、確かにその原因というのがなかなか究明できないというのが現状だと思っております。国も、環境省も行ってありますし、熊本県も、先ほど水産研究センターから話があったような調査研究を行い、ほかの県もやはりそういった研究を行っております。ただ、それがどういった要因があって、それに対しての有効な手だては何であるのかというのが

なかなか特定できないというのが、残念ながら現状だと思います。

国にばかり頼るわけではありませんけれども、そういった各県や環境省などが調査したデータなどを国の総合調査評価委員会というところで検証はされておりますけれども、そこでもなかなか原因が特定できないということが現状としてあろうかと思っております。

今、私たち、この県計画に沿って取り組みを進めておりますし、かなりの予算規模もかかって取り組みを進めております。明確に、この要因に対してこういう取り組みをすればいいというのがわかればいいんですけども、今現時点においては、関係県が連携して、同じように歩調を合わせて、県計画にのっとって取り組んでいくということしか、今取り得ていないというのが現状かと思っております。

以上です。

○岩中伸司委員 その原因究明は、何年ぐらい前からされてたんですかね……おおよそで……。

○福田環境立県推進課長 済みません。私も、何年からどういった研究がなされているかというのは詳細に把握しておりませんが、やはり異変が起こった平成12年、そこで熊本県でもノリの被害対策の緊急対策をとりましたけれども、その後くらいからはそういった研究が進められていると考えております。

○岩中伸司委員 私たちも、この有明海の異変の問題は、アサリや、荒尾で言うならタイラギなんかも含めて、非常に漁獲量が減ってきたというところで大きな問題になってきているんですが、これは大きくやっばり自然の現象なのか、人的なものなのか。

我々は、やっばり自然のことに対しては、

もうどうも取り組むすべがないわけですので、人的なやっぱり海に対する汚染の動き、こういうやつについて少しずつ改善していくということで、この委員会も、やっぱり下水道を含めて、生活雑排水何もかんも含めて、それを何とかしていこうと。

特に、漁業関係では、先ほど鬼海委員からありましたけれども、有明海のノリ生産では、非常に酸処理をされてて、それがやっぱり海に害を及ぼしているということもたくさん以前から言われていましたが、今はかなり改善をされているというふうに思うんですね。

ですから、できればそれを、予算はないわけですが、県独自では私はできないと思うんですね、そういうヘドロ化した原因を明らかにするというのは。このままずっと解明されないまま進んでいって、いろんな個別な処理がされていっても、この有明海の再生というのは非常に難しいというふうに思うんだけれども、もっとやっぱりそういう大局的な面から見て、ここに書かれているとおりの複雑な要素があって解明できないということでしょうけれども、その辺を何かやっぱり——先ほど課長は、国にばかり言われぬと言うんですが、やっぱり国にどんどん言って、有明海周辺の4県がやっぱり一致して、特措法なんかできて改善されてきているものの、そういう大もとがはっきりしないということであれば問題だと思いますので、これは部長、どがんですか、決意……。

○谷崎環境生活部長 今この26ページを見ながら先生がおっしゃってるとおりでございます、確かに潮流の変化とか、それから陸域からの——これは、井手先生あたりの御質問にもございました、泥の流入による複雑な要因ということでもあります。これも、その質問の中にもありましたけれども、干拓の問題等もありますでしょうし、実質的にどれがどう

いうふうな機能しているかというのは、私もわかりません。

実際、井手先生の話にもありましたように、私も、30年、40年前には、本当に近くの海で貝掘りをしていて、本当にお見知り遠足とかお別れ遠足で行ったのが、今はもう全く形も見えないような状況でございます。逆に、貝の空になった死骸が干潟に浮いてるといような状況がありますので、非常に自分自身もこれは何かという思いがありますけれども、おっしゃったとおり、非常に複雑なメカニズムによって、こういう状況になってきているんだろうなと思っております。

そういう中で、今やと特措法による検討が始まりましたけれども、総合評価委員会のほうでその検討をなされております。うちのほうからも、これまでの調査研究の結果も全て提供しましたし、各県のほうからもそれを提供しておりますので、その今の検討が非常に集中的に今始まっていますので、我々としては、本当にそれに一縷の望みをつなげながら、何か原因究明がないか、そして、その結果として何か出てくれば、それに対して抜本的な対策をとりたいという思いで今おります。

ですから、そういう意味では、国に対して、早くそういう原因究明の部分を各県が全部待ち望んでおりますので、早く出してくれという思いをしております。

一方では、知事の答弁でも答えましたように、こういう個別の対応という形での海砂利採取についての削減計画、あるいは今回のような禁止のような措置をとらざるを得ない状況になりますし、それから下水道の問題につきましても、今幹線の下水道はつないでいますが、それに対して各家庭がなかなかつないでおられない状況がありますので、そういったものについて、今後、我々としては、その取り組みを進めていかなきゃいけないということで、個別の対応は何かやっていきたい

とは思っております。

そういう状況で、原因はなかなかわからないからということを手をこまねいてもしようがないので、個別の対策は講じながらも、国に対して働きかけを強めていきたいと思っております。

○山口ゆたか委員 骨材の確保についてちょっとお尋ねしますが、生コンの実勢価格の材料の変更の承認について、前回、前々回の高野委員の質問で、大体この材料の変更の手続きがどれくらい進んだのかなというのがちょっと気になりまして、お尋ねします。

○西田土木技術管理課長 大体、工場にもよります。また、認証機関にもよるんですけども、大体今回の場合は1カ月半程度で終了、大体おおむね終わるというふうに聞いております。

○山口ゆたか委員 工場にもよるといっていただけですが、そういった中で、今後不安定な要素もある中で、どこから骨材としての砂を入れるかというのが1つ課題であるかなというふうに思っております。

今回皆さんとこの課題に対して話を聞かせていただいた中で、ある程度砂を確保できる場所は1つの会社だということをお聞きする機会があったんですが、それをちょっと角度を変えると、ちょっと独占的な市場になってないかなというのがあるので、やっぱりこれは、例えば骨材の材料の変更が1カ月半程度で終わるのであれば、その供給体制がどうなってるかで、県内での需要がどういう形かということも含めて、やはり独占的な市場であってはならないと、基本的にですね。やっぱりそういうことも配慮しながら、さまざまな視点を持って、骨材の確保としては、ある程度協議会とか調整会議とかいろいろな形でやっぱり貢献してほしいなというふうに感

じております。

以上です。

○中村博生委員長 ほかに。

○高野洋介委員 私、2日ほど前に質問をしましたので、質問をしてないやつを質問したいと思えますけれども、この削減計画は、そもそも豊潤な有明海、八代海を取り戻すという趣旨でされておられると思うんですけども、要は、簡単に言うと、魚がいっぱいいる八代海、有明海を取り戻そうということなんでしょうけれども、大体県が、今まで、いつの時代のことを基準に、今いないというふうに考えてらっしゃるのか。また、その調査はどのように今までされてこられたのかというのをお尋ねします。

○鎌賀水産局長 例えば、魚ということではなくて、アサリを例にとりますと、県の水産基本構想の中で考えておりますのは、県全体で7,000トンの漁獲をまず目標として掲げているところでございます。平成20年度ですが、5,800トンぐらい漁獲があったと思えますけれども、それを2割程度上げられないかなということの目標設定でございます。ただ、それが現状では1,000トンを切ったりというふうなことでありますので、まだほど遠い状況でございます。

○高野洋介委員 魚はどうですか。

○鎌賀水産局長 漁獲量につきましては、具体的な目標を水産業基本構想の中で定めておりますが、今ちょっと具体的な数字を持ちませんけれども……。

○平岡水産振興課長 平成23年の3月に、熊本県水産業振興基本構想というのを策定しております。その中で、海面漁業の生産量につ

きましては、平成20年を基準年として2万8,000トン、これを最終的には平成32年に3万トンまでふやしたいというようなことで、そういった構想に基づいて、現在施策を講じているというところでございます。アサリにつきましては、先ほど鎌賀局長のほうから申し上げたような状況でございます。

○高野洋介委員 これは漁獲量で全部調べられていると思うんですが、余り、これは魚がふえたという実感が余りないんですね。アサリに関しては、井手先生が先日一般質問されましたが、井手先生の調査と皆さん方の調査のずれがあるので、この数字自体、私は余り信用はしてないんですが、これ有明海、八代海の再生に向けて削減計画をつくったわけで、これから皆様方は追い込まれている立場になると思うんですよ。

というのは、一つ一つ要因をつぶしていった一つの中で、この削減計画がなくなって、実際もう八代海、有明海では砂はとれない。ですから、砂はとらないんですね。ということ、よくならないとおかしいんですよ。先ほど委員が言われましたように、すぐすぐこれふえるとは思ってませんが、きちんとした調査をしなければ、皆様方に説明ができないんですよ。

ですから、私は、この計画をした時点で、相当県は覚悟を決めて今後この海域の改善に取り組まないと、非常に私は厳しい立場になるのかなというふうに思っておりますので、どこまで皆様方が覚悟されているのか、今後どういった調査方法を使ってやっていくのか、定期的に数字なんかを出されるのかというのをお尋ねしたいんですけれども、これ、それぞれの担当課にまたがるので、水産のほうでいいのか、部長が答弁するのかは、どちらでもいいですけども……。

○鎌賀水産局長 水産関係としまして、例え

ば、先ほどアサリを例にしましたが、現状でも、アサリは、県内の主要な漁場を春と秋、調査をしております。水産研究センターが主体で、あと振興局も加わって、人手が足りない場合は、本庁のほうからも手伝って、2回、点数で行くとどれくらいだったかちょっと覚えておりませんが、かなりの点数をとって水産研究センターで分析するというところでしております。

その中に、きのうの答弁にもありました、数字を調査結果という形で出しているわけですが、それは、今のところ、今の現状のできる範囲の最大限の調査だと思っておりますので、それを縮小させないように継続していきたいと考えております。それで県全体のトータルの資源の動向、アサリであれば資源の動向というのをきちんとつかまえられると思っております。

それと、あわせまして、覆砂の砂の種類によって産地によってどう違うかというのわかるようにポイントをつけ加えているというふうな状況ですので、それを今後も継続していくということが何よりも大事だと思っております。

あと、漁獲量につきましては、農林水産統計が最大の頼りでございまして、公式な統計というのはそれしかございません。そこで数字として出てきたものを、これまでもこの委員会なんかでも使わせていただいております。

あと、放流している魚種については、標本船を頼んだりとか、あと聞き取り調査をやったりとか、そういったことで調査を補完している状況で、今のところ、ある程度の魚種あるいは範囲で網羅をしていると考えておりますので、なかなか予算的にも厳しい中ではありますが、基礎的な部分、なかなか成果として出てくる部分ではございませんけれども、続けていくということが一番大事かと考えております。

以上です。

○高野洋介委員 最後にいいですか。

アサリに関しては、私は非常に天候的なものも大きな要因だと思うんですよ。大雨だったら、真水が流れたら、もう完全に死にますので。ですから、そういったところは、私はアサリに関しては余気にはしてないんですけども、魚に関しては、きちんと私は県としてもいろんな形で調査する必要があると思うんですよ。

最後に、1つだけお尋ねしますけれども、今回の海砂利の削減で、今度もとらせなくなりますけれども、それで魚がふえますか。

○鎌賀水産局長 済みませんが、具体的な答えは持っておりません。期待はしております。

○高野洋介委員 だと思っんですよ。それが予想どおりの答えなんですけれども、それがふえてますと言えるように今後精いっぱい連携して、それぞれの課で——PTを今度立ち上げられましたので、そのPTはこれなくなるんじゃないかと、今後も連携しながらやっていただくように要望しときます。

以上です。

○山口ゆたか委員 関連して。

今、鎌賀局長におかれては、水産振興の視点から漁獲というのは一つの指標になりますので、私は、この有明海、八代海の一番最初の調査は、アンケート調査とか聞き取り調査から始まっているんですよ、13年から。昔はこんないっぱいおったよねというのを一つ聞き取りとかアンケートから求めて、それを目指しましょうということで作られた内容だったですよ。

それはもう水産振興計画の部分はいいんですけれども、有八の理念というのは、昔の豊

稷の海を取り戻そうということから始まっているということだけは、やっぱり執行部の皆さんも大分異動もあられるでしょうが、今の答弁にちょっと違和感を感じたので、そこだけはちょっと覚えとっていただきたいなとやっぱり思いますよね。

いろんな形で努力される部分はいいと思うんですけども、この理念というのは、実際は実態と伴わない、その沿岸に暮らす人たちの肌感覚によってまとめられた内容なので、それは理念的な部分なのか。振興的な部分は、またより具体的になりますけれども、やっぱりそういう整理もちゃんとしていかなければいけませんよね。よろしくお願ひします。

○中村博生委員長 要望でいいですか。ほかにないですか。

ほかになければ、次に、地球温暖化対策に関する件について質疑に入りたいと思います。

○東充美委員 海ばかりですけれども、これはまた陸のほうに戻りますけれども、産業支援課ですかね。

64ページの公共交通機関のところの提言なんですけれども、今、ガソリンスタンドの数が、ここ10年、20年間で物すごい勢いで減っております。たしか県内にも、自治体の中で、例えば、自治体で1カ所とかあるいは2カ所しかスタンドがないところが、もう今出てきております。この2月以降の施設の改善等でまだ減ると思うんですけども、その中で、これは究極のエコカーというんですけども、究極のCO<sub>2</sub>が発生しない電気自動車。数日前、光の森の中でゆめタウンというところで、タクシー会社の国交省の補助を受けて電気自動車に全部切りかえた会社があったんですけども、その場に私もおったんですけどね、まだまだ電気スタンドです、これ

書いてあります……。

この中に、公募と、これから振興局からの推薦等を受けて、23カ所年度内に完了とありますけれども、これ国道沿い、県道沿いという形が主体と思うんですけれども、23カ所、県内全域なんですかね。ある程度固まった場所なんですかね。

○奥菌産業支援課長 今、普通充電器と急速充電器と2つ種類がございます。これを県内各市町、広範に設置をしたいと思います。メーカーさん等が、日産さんとかいうところは、もう既に電気自動車を販売されております。したがって、インフラが決め手ということでございまして、みずから自分のお店あたりにつけてらっしゃいますけれども、やはり市内に偏りがあっています。

県といたしましては、広範に県内にそういうものをインフラを整備したいということで、民間の普及とあわせて、いわゆる誘導するといいたいでしょうか、なかなか設置ができていない郡部にも、やはりつけるべきであるということで、振興局単位で計画をつくって、最終的には、県内で80カ所を今順次つけているという最中でございまして、今年度は23カ所という意味合いでございまして。

急速充電器につきましては、これにつきましても、10カ所程度のものを、これは中心といいたいでしょうか、かなり県の中核の交通の結節点とか、そういうところに集中してつけていきたいというふうな予定で、今整備を進めているところでございます。

○東充美委員 急速充電器というのを設置工事中と、まだ2カ所なんですけれども、大体急速というのは、2時間とか3時間とかの時間単位なんですかね。

○奥菌産業支援課長 普通充電器は、物にもよりますけれども、一昼夜つけとれば満タン

になると。それから、急速充電器の場合は、大体30分程度で満タンになります。

○東充美委員 多分、人口がこれから——先日の一般質問であったけれども、2030年にはもう人口が150万台になると、熊本県内ですよ。そういったときに、過疎地とかなんとか出てくるとは思いますけれども、それで80カ所と言われたけれども、まだ今の段階で、よその県はどうか知りませんが、熊本県、まだそうそう台数はないと思うんですけれども、今何台ぐらい、そして、例えば県の公用車、あるいは実際の公用車、すごい数があると思うんですけれども、公用車の中にもそういうのを導入する考えがあるかどうか。

○奥菌産業支援課長 1月末の数字で338台ぐらいございました。私どもの予想よりも早く電気自動車というのは普及をしつつあるというふうに認識をしております。詳細には存じておりませんが、県内の市町村にも、やはり電気自動車をということで導入なさっている方、先日は大津町がたしか入れてたと思いますけれども、そういう例がございます。

熊本県につきましては、ホンダと今いわゆるそういう電気自動車関連の実証事業をやっております。これは、ホンダさんからの提供という形でございますけれども、無償でいただいております。5台の電気自動車とそれから5台のプラグインハイブリッド、計10台でございまして、それを使って各種実証実験とかいうところ、あるいは振興局に、ちょっと期間限定でございまして使っていて、そういう普及啓蒙みたいなどころについても今活動しているところでございます。

○東充美委員 確かに、究極のエコカーですからね。PM2.5も出てこないし、そういう

面では、この電気自動車というか——しかし、音がしないから怖いという感じがありますけれどもね、なるだけ広めていただいて、環境対策には最高と思いますので、その辺よろしくをお願いします。

ただ、80カ所、これ満遍なくというか、タクシーも大体、この前ちょっと聞いたら200キロぐらいは走ると言われたけれども、人を乗せたりエアコンをつけたりするとやっぱり150キロ、160キロしかないということで、やっぱり電気スタンドですかね、充電器、この整備が一番だろうと思います。よろしくお願ひしときます。

○早田順一委員 温室効果ガスの件で、地球温暖化対策についてお尋ねしますけれども、56ページに表が載っておりますけれども、平成22年、削減目標である6%を達成したということでございまして、原発が九州管内全部停止をいたしまして、CO<sub>2</sub>の排出量というのは物すごいものがあるんじゃないかというふうに思っております。

今、古い火力発電とか、大きな企業のそういうので賄えると思いますけれども、この地球温暖化に対して与える影響というのを、県としてどういうふうに試算なりをされているのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○福田環境立県推進課長 お尋ねは、原子力発電、原発がとまり、火力発電などに転換していく中で、CO<sub>2</sub>排出量に対する影響がどうなるかということかと思ひます。まことに申しわけございません。具体的な数値を手元に持っておりません。

こういった温室効果ガスを算定するに当たりましては、たくさんの要因がございますけれども、例えば一つは、電気の使用量をこのCO<sub>2</sub>排出量に当てはめて計算する際には、排出係数というのが各電力会社ごとに示され

ておりまして、それに基づいて計算をするような計算になっております。それで、今回の22年度実績は、まだ原発稼働時点の排出係数を使って算定をしています。

ただ、この原発が稼働しなくなったところで新たな排出係数というのもまた示されました。それによりますと、やはり排出係数が全ての電力会社で高くなっておりますので、それに基づいて計算すれば排出量がふえてくるということになるかと思ひます。

そういった影響はありますけれども、まことに申しわけございませんが、具体的な数字は今持ち合わせておりません。

以上です。

○早田順一委員 九電が原発で電力全体の42%だったですかね、を賄ってたのが、ゼロということで、先ほども言いましたけれども、物すごくCO<sub>2</sub>を排出してるんじゃないかなというふうに思っております。

やっぱり県としても、その目標数値というか、その影響についてしっかりと把握をして、今後の対策をどうするのかというのを示さないと、県民に対しても、今節電とかやってくださいよと言っても、その九電に比べると微々たるものかなと思ひますよね。

だから、これからのそういった目標数値というものをしっかりと示すためにも、そのデータというのをしっかりとってもらわないと、これはなかなか県民に対しても説明がつかないんじゃないかなと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○福田環境立県推進課長 その電力の問題になりますと、国のエネルギー政策がどうなるかによって大きく左右されて、県で一つ一つに手を打てるわけではないと思ひます。

ただ、私から御説明しましたように、家庭のCO<sub>2</sub>排出量がずっと増加してきているという現状がございます。家庭の皆さん方の取

り組みを進めるということで進めていく必要がございます。

その際のわかりやすい目標値を示すべきではないかというようなお話かと思えますけれども、そこは、当面我々は、昨年度策定した県のエネルギー総合計画に基づくエネルギーの原油換算100万キロリットルの減ということを目標にしながら進めていきたいと考えております。

○早田順一委員 昨年のちょうど1年前のこの委員会でもこの話が出ているんですけども、そのときに、九州電力に話を聞いても、そのデータが出てこないということを言われておるわけですよ。去年の話で、新年度に向けてこの目標数値を立てるべきだと思っておりますという御答弁もされておるわけですよ。そういったことを考えると、1年間たつて、九電とどれだけ交渉されてデータを引き出そうとされたのかわかりませんが、その辺のデータというのは今も出てないんでしょう。

○福田環境立県推進課長 九電のデータと申し上げますか、このCO<sub>2</sub>排出量の算定には、いろんな各種国の統計データを活用したり、それを加工したりしながら算定するような仕組みになっております。それは、国のほうが算定方法を示している、各県ともそれと同じように算定をしているわけがございますけれども、そういった統計データが確定する時期がなかなかおくれてきて、ちょっと算定の時期がおくれてしまいますということで申し上げたところでございます。九電のデータをそのまま持ってきてということではございません。

以上です。

○早田順一委員 どちらにしろ、とにかくこの削減というか、省エネとか、そういうのを

県民に——国全体のことでしょけれども、言っていかなきゃいけませんけれども、そういった意味で、やっぱりデータ収集ですね。それに、数字に基づいて県民にしっかり知らせるというのが大事だと思いますので、その点もぜひよろしくお願いします。

○谷崎環境生活部長 今課長のほうからも説明しておりますけれども、その数値的なものというのはもちろん大事だと思いますし、ただ、これも、今申し上げましたように、国のほうの統計データを使用しますので、どうしても2年おくれぐらいになってきます。

ですから、私どもとしては、先ほどの県の新たな総合エネルギー計画で、省エネとしては、40万キロリッターを、年間で換算して、原油換算でそれだけの省エネをやっているということを目標を立ててますが、今早田委員のほうからも話がありましたように、県民は、なかなか目に見えて、例えばこういう数字を示してもどうしたらいいのかというのはわからない部分がありますので、もう少し自分たちの生活実態としてどういうのに心がけようというところを、もう少し我々が細かく県民の方々にそういったのを周知、また啓発していきたいなと思っております。

そうでないと、やっぱり自分たちは、日ごろの生活そのものからこのCO<sub>2</sub>の削減というのは出てくるということを、まず、そこは非常にわかっていただけになってきましたけれども、それを、実感として、どれだけ頑張ればそれが達成できるか、あるいはどれだけ頑張れば自分たちの環境がよくなるかということ、実感としてやっぱりわかっていたかのように我々も示していきたいと思っておりますので、今後は、また御指導いただきながら、うちとしてもできるだけわかりやすい形での見える形で県民の方々に周知していきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 県民発電所の件でちょっと質問をしたいというふうに思います。

ここに書いてありますように、総合エネルギー計画、この電源開発の可能性というものをこの前示していただきました。これをベースにやられているんだろうというふうに思います。多少私は少しは質問や意見もありますけれども、しかし、それはそれとして。

この前、県と共催で行われましたシンポジウムですかね、これに参加をさせていただきました。かなり民間のほうでも進んでいるようですが、私から言わせると、例えば買い取り価格があります。今度、3月中で42円が消えるんですね。新たな設定がなされる。早うせぬならば、一刻でもやるならやるで早うせぬならば意味ないじゃないかという思いもあるわけですが、そこで、県としての関与、ここに予算等も組まれているわけですが、どの程度関与しながら、そのスピードについてどういうふうに考えているか、お聞かせいただきたいといます。

○山下エネルギー政策課長 県民発電所につきましては、県民による県民のための発電所ができないかということで、もともと発想しました。背景としましては、現在、メガソーラーが23カ所ほど協定立地ができてるわけなんです。ほとんどが県外資本ということで、せっかく熊本県に降り注いだ恵みが、県外の資本によるいわゆる売電収入として化けて、その売電収入は、結果的に県民が再生可能エネルギー賦課金という電気料金でお支払いをしていると。できるだけその利益が熊本県内に落ちるような仕掛けができないかということで考えたのが県民発電所なんですけれども、委員おっしゃったように、いわゆる太陽光発電につきましては42円が来年度37.8円に下がるのではないかとされておりまして、県といたしましては、まず、県民の方々に利益が出るような仕組みができないかとい

うことと、県内で、どのような形であれば、そういう県民にも十分利益が還元されて事業が成り立つような仕組みができるかということについて、来年度予算化させていただきまして、事業可能性調査をさせていただきたいと思っています。

価格につきましては、国のほうで、制度発足から3年間については、プレミアム価格ということで事業者には有利な価格を設定するという話になっておりますが、年々下がっていくことが予想されますので、できる限り早く事業ができるようにということで、事業可能性調査についても年度前半で終わられるようなスピードで調査を終えまして、年度後半につきましては、実際、県民発電所が実現できるような事業主体あたりを探りながら進めていきたいというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 考え方としては、非常にいい、すばらしいというふうに思っておりますが、さっき言ったように、このプレミアム価格も限定のものですよね。そうすると、その後どうなっていくのかということについては、かなり検討しなくてはならない多くの課題があるであろうというふうに思っています。

しかし、いずれにしても、これはもう早くやらぬと、非常にコストの低いところは先行されてしまうて、またなかなか難しいところだけが後に残るということではやっぱりまずいのではないかと思いますから、応援しておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○中村博生委員長 ほかにないようですので、その他として何かありませんか。

○吉永和世委員 その他には多分ならないと思うんですが、公共関与のときで言っとけばよかったです。今、公共関与最終処分場

というのは、どっちかという迷惑施設というイメージがありますので、迷惑施設を受け入れていただいた地域住民の方々、行政の方々に敬意を表するんですが、やはり公共関与としては、将来迷惑施設じゃない施設ということをやはり目指すべきだというふうに思うんですよね。

将来は、逆にいうと、誘致される、来てくれというような、そういった処分場を目指すべきかなと思うんですけども、そういった方向を示すためには、やはり地域住民の方々の信頼関係というのが第一だろうというふうに思っていますが、これまで現場で頑張っていた各課の方々、非常に大変だったなというふうに思うんですが、やはり信頼関係を維持するためには、やはりこれまで最前線で頑張っていた中島課長以下部下の方々、大変申しわけないんですが、これから先、まだ建設まで大分時間がかかりますので、ぜひ現場へまた引き続き入っていただいて、素晴らしい結果を残していただきたいなというふうに思うんですけども、そこら辺は、そういう方向で行ってるのかどうかわかりませんが、やはり地域住民の方々の信頼を確保することがまず前提だろうと思いますので、その辺はぜひお願いしたいなというふうに思います。

それと、海砂利の件で言いたいんですけども、今後、本当に砂がとることができないというふうな状況になるとか、さっき話が出てくるんですが、やらなくちゃいけないことが、航路しゅんせつとか、作濤とか、あとやるべきことがあるというのは、もうわかっている状況の中で、このままいきますと、地元の採取業者というのは全くなくなってしまうという状況だろうというふうに思うんですが、果たしてそれでいいものなのか。

県内の業者として、いなくなっているのか、それとも県内の業者としてあったほうがいいのかというこの選択というのは、県とし

て大きな判断だというふうに思うんですが、そこら辺は、県としてどう考えてらっしゃるのかというのを、ちょっと1つお尋ねしたいなと思います。

○奥菌産業支援課長 済みません。結果として、採取ができないということでございますので、営業ができなくなるというふうに思っておりますので、申しわけないけれども、いなくならざるを得ないという結果になると思います。

ただ、今後、部分的ではございますけれども、資料の2の中で、いわゆる販売をしない、そういう覆砂、作濤というものが存在はいたします。そこは、それをもって陸に上げて、いわゆる販売をしないという形ではございませんけれども、そういうものがあれば、多少でございますけれども、それで現在経営が成り立つのかというのはわかりませんが、そういうお仕事はある程度一部は存続するという形で、そういうところにつかれる可能性はゼロではないというふうには思っております。

済みません、お答えにならなかったかもしれませんが、結果論としてはそういうことになるでしょうということでお答えしています。

○吉永和世委員 わからぬとですけど……。必要なか、必要じゃないのかという、どっちかですよね。あったほうがいい、なければなくて別に構いませんというのか。必要なか、必要じゃないのか、どっちか、そこだけ。

○奥菌産業支援課長 骨材をどこから供給していくのかということでございます。それは、全国各県さまざまところが、その時、その地形、その場所の特性に応じて供給されております。骨材は、明らかになくは困る

ものではございます。

今、全国の中で、海砂利に依存していない、いわゆる砕石等でやられている県のほうが大多数でございます。

九州では、やはり海砂利の依存がいまだに多いということで、それは近くに砂をとれるような環境にあったからということで、それが行われてきたと。本来であれば、地産地消という形で、近場でその供給をするほうが経済合理性もありますので、その供給先として地元を求めるという形で、今までは有明海等でとっていたということでございます。

ただ、それとは別に、有明海の保全という観点から、これは禁止という方向になりましたので、先生、あるべきかあるべきではないかというお話だったんですけれども、骨材は必要です。ただ、それがためにそこをとっていいというのはまた別問題で、基本的には、そこはできなくなれば、他の方向で供給をせざるを得ないということになりますので、現時点では、その供給先がまだ不透明な部分はあるけれども、何とか対応できるというような観点から、そういういろんなことをしたわけでございますので、結論から言えば、必要ない、という整理で、今回臨んだものと思っております。（発言する者あり）

○吉永和世委員 ないということ……。

○奥菌産業支援課長 海砂利業者は、熊本県にとって必要ないということで、今回の措置をさせていただいたというふうに理解しております。（発言する者あり）

○吉永和世委員 現実においては、必要ないという判断も確かに出てきてもいいのかなと思うんですが、しかし、将来長い目で見たときにどうなのかということをしちっと精査した中で判断したほうが、私は熊本県のためにはなるんじゃないのかなというふうに思いま

すね。

やっぱり熊本港もあるし、八代港もある。決して天然の中でできた港じゃない。常に航路しゅんせつというのは必要な状況でしょうし、ましてや、その水産振興をやる上においても、覆砂事業というのは大変重要な事業なので、それを全て県外で賄いましょう、業者も県外業者を使いましょうと、そういった今判断をされたというようになるので……

○鬼海洋一委員 航路しゅんせつは違うでしょう。

○高口新産業振興局長 少し説明不足があったかと思いますが、先ほどの説明でありましたように、航路しゅんせつですとか覆砂ですとかについて、特に漁協がやる分とかがございます。こういったものについて、今後、水産のほうで、具体的にどういうふうなやり方ととっていくのかという方策をこれから御検討なさる、我々も一緒に入りますけれども、という形になっていきます。

そういった中で、どういった工法でとるのかによって、それが従来のような砂利採取業者がやるような方式でやったほうが適当なのか、もっと何か別な安全な方法があるのか、そこは今の時点では明確にはっきりしているわけではございませんので、そういったものを十分検討した上で、それがどういう形であるのかによって、どういう形態の調達方法になるのかというのが決まってくるのではないかなというふうに思っております。

○橋口海平委員 先ほどの、当面は確保されるというお話なんですけれども、当面ってどれぐらいなんですかね、骨材について。

○西田土木技術管理課長 今回八代海産海砂が転換を図った山口県産の海砂につきましては、現在、許認可量が大体180万立方メートル

ルと聞いております。この中で、実際の需要としては90万立方メートルということで、実際には半分ぐらい使われているということで、かなり余裕があるという状況にはあります。ただ、長崎県産につきましては、許認可量270万立米というのが今年度と来年度までの計画になっております。

ですから、少なくとも25年度までは確保できていると思っています。26年度以降につきましては、採取の許可量というのが来年度議論されますので、その動向を見きわめていきたいというふうに思っております。

○橋口海平委員 今から、震災復興とかで、高野先生が質問されたように、一極に向かうのほうに集まってくるかと思えます。その後もちゃんと骨材確保できるようによろしくお願いいたします。

○中村博生委員長 ほかになければ——いろんな質疑、要望等が出ました。特に、海砂利の問題、覆砂、作濤、航路しゅんせつ、いろんな形で一定の結論は出させていただきましたけれども、これからがまた大変な作業といえますか、課題、問題が出てきております。

これについては、次期委員会等でまた審議されるものと思いますけれども、骨材にしても、今課長が言われましたとおり、25年度まではということでもあります。そういったことも含めて、やっぱり5年、10年後ぐらいを見据えた形で連携をとっていてももらわないと、30年前ばかり前にあったじゃなかですか、オイルショックのときに、トイレトペーパーはない、セメントがなかったときのあったつですよ。生コンが打てなかった。

やっぱりこういう状況にならないように、やっぱり骨材がなければいけませんし、過料を払わぬとどうのこうの等もございまして、仮に2億円ぱつと皆さん払わして、あとは期間の問題であって、いろんな部分で、いろ

な今後大きな問題になってくる部分もありますので、その辺、部長、各部各課連携をとっていただいて、今PTもありますし、やっぱりこれは長期的に見据えた形でしていかないと、有八の再生というのは難しいような気がいたしますし、いろんなことを含めてお願いをしたいというふうに思います。

○谷崎環境生活部長 一言だけ、済みません、述べさせていただきます。

先ほど、高野委員からも、このPTは続けていただきたいという御要望がございました。確かに、このPT、相当数回にわたって本当に議論をやりました。やっぱり有明海、八代海の再生に向けて、それぞれの関係課が目の色を変えて議論をしたというところは、もうこれは今回のPTのそれなりの意味合いがあったかなと思っておりますので、引き続き、それぞれの課題が出た折には、こういったPTの取り組みというのをやっていきたいと思っております。

今後とも、八代海それから有明海の再生に向けて、我々も必死になってやらないかぬし、ひいては、先ほどもお話がありましたけれども、やっぱり漁業の振興という観点に注目をして、この取り組みに当たっていかなきゃいけないということを、今それぞれの委員からの御意見を承りまして、改めてそう思っております。

委員長のほうからも、総まとめをいただきましたけれども、そういう形で執行部としても頑張ってもらいますので、引き続き御指導をよろしく申し上げます。

○中村博生委員長 それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

付託調査事件につきましては、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨……。

○森浩二委員 委員長、ちょっとよろしいですか。

付託案件ですけれども、今回は、全然PM 2.5ですか、そういう話出てませんので、温暖化対策及び大気汚染という項目を入れてほしいんですけれども。大気汚染かなんか、そういう名目でいいんですけれども……。

○中村博生委員長 もとい、最初から行きます。

今、森委員のほうから、温暖化対策及び大気汚染に関するをつけ足してくれということでございますので、そういった——これは、ここで決めるとだったかな……（発言する者あり）という発言がございましたので、そのようにしたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 付託調査事件については、今発言がありましたとおり、つけ足していきたいと思えます。

本委員会を時期定期会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは……

○早川英明委員 今んとはこれでよかつな。

○中村博生委員長 議運でしなるとでしょう。多分そやんだん。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）だけん、ここでせなんとかいとは言うたつですよ。多分そっちで出してもろて……。

○早川英明委員 そぎゃんです。はい。

○中村博生委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 それでは、本委員会、今年度最後ということでございますので、一言御挨拶を申し述べさせていただきたいと思えます。

昨年3月に委員長に選出いただきまして、ちょうど1年がたちましたけれども、委員長として任務を果たせたのかなという自分なりの疑問もございまして、委員の先生方、そして執行部の皆さん方の御協力により、無事務めたというふうに思っております。これに対しましても感謝申し上げたいと思えます。

当初は、公共関与の施設がいよいよまとまるというような方向性が出ておりましたし、もう一つは、海砂利の策定計画の見直し、これも大きな課題であったろうと思えます。いろんな問題等もございましたけれども、何もなく進むのかなと思っておりましたが、11月に海砂利の不法採取ということで、私の地元で起きたということで大変残念な思いでありますけれども、いろんな部分において、執行部に対しましても、そして委員の皆さん方に対しましても、やっぱり地元の一人としておわびを申し上げんといかぬかなと思えますし、これの再発、絶対やってはならない、そういった対策も含めて、皆さん方がぴしゃつとした形で監視体制も整えるということでございますので、環境保全、改善、大変難しい課題かと思えますが、今後とも、委員の皆さん方、そして執行部の皆さん方の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、御礼の最後の挨拶にさせていただきますと思えます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

これもちまして、本委員会を終了させていただきます。どうもお疲れさまでございました。

午後0時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
環境対策特別委員会委員長